

○宮崎大学教育学部附属学校職員会議に関する規程

〔 平成 28 年 4 月 1 日  
制 定 〕

(設置)

第 1 条 国立大学法人宮崎大学基本規則第 50 条の規定に基づき、宮崎大学教育学部附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園（以下「附属学校」という。）に、それぞれ職員会議を置く。

(組織)

第 2 条 職員会議は、当該附属学校の職員をもって組織する。

(任務)

第 3 条 職員会議は、当該附属学校の長（以下「校長」という。）の職務の円滑な執行に資するため、当該附属学校の教育目標の設定、教育課程の編成、教育方法の改善、学校行事等の実施、生徒（児童・幼児）指導等の教育課題への対応方策等に関する職員間の意志疎通、共通理解の促進、職員の意見交換などを行うものとする。

(会議)

第 4 条 職員会議は、校長が主宰する。

2 校長に事故があるときは、教頭が職員会議を主宰する。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、職員会議の運営等に関し必要な事項は、当該校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。